

令和 7 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

◎枚方市内で事業を営まれている法人または個人の方に、
令和 7 年度固定資産税（償却資産）の申告用紙をお送りしますので、
令和 7 年 1 月 1 日現在の償却資産の所有状況を記載し、
令和 7 年 1 月 31 日（金）までに提出してください。

なお、申告書等を郵送で提出される場合で、受付印を押した申告書（控用）が必要な方は、
宛名を記入し切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

お 知 ら せ

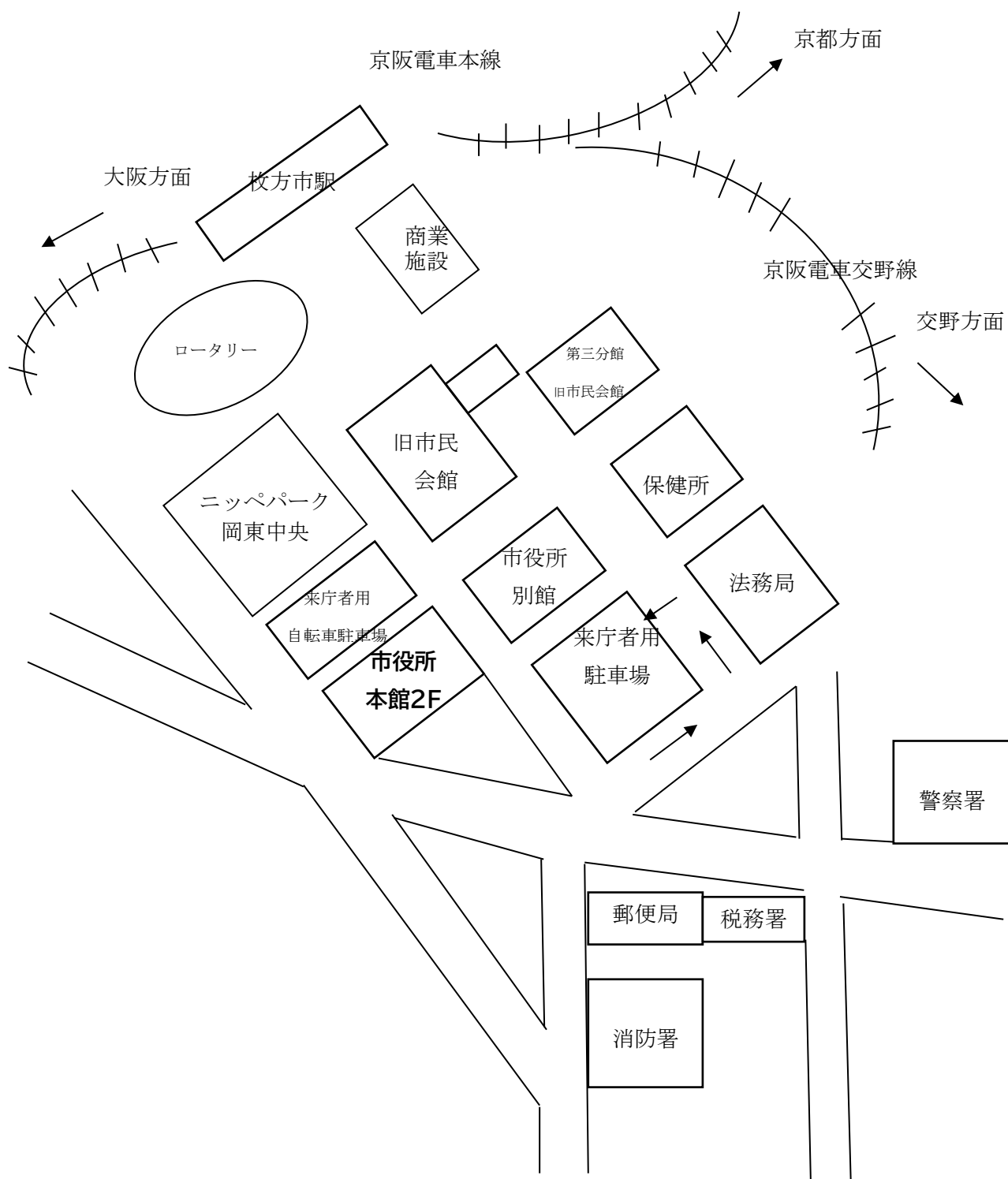
地方税に関する申請、届出及び申告の手続きを、インターネットを利用して行うことができる「eLTAX」というシステムがあります。枚方市では申告に「eLTAX」（エルタックス）をご利用いただけます。申告にあたっては、事前に利用届出が必要となりますので、詳しくは「eLTAX」ホームページをご覧ください。
eLTAX 申告者には、申告用紙は送付していません。

提出先 問い合わせ先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号 枚方市役所 市民生活部 資産税課（本館 2 階） 電話 072-841-1221（代表） 内線 3485 FAX 072-841-3039 枚方市ホームページのトップページ→総合情報→くらし・手続き→税金 →固定資産税・都市計画税→おしらせ→償却資産の申告について 
---------------	---

【 目 次 】

1. 償却資産のあらまし…………… P. 3
2. 申告について…………… P. 4～7
3. 償却資産の価格と税額の決定方法…………… P. 8
4. 関連する法令等について…………… P. 9
5. 償却資産申告書等の記入例…………… P. 10～15

＜市役所周辺図＞



できるだけ電車・バスなどの公共交通機関や自転車などでご来庁いただきますよう、
ご協力をお願いします。

1 償却資産のあらまし

償却資産とは（地方税法第 341 条第 4 号）

- ① 土地や家屋以外で、事業の用に供することができる資産です。
- ② 減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。
→国税における法人税又は所得税の申告において、「減価償却資産」として計上している資産が対象となります（例外あり）。
- ③ 資産の種類としては、構築物（建物付属設備含む）や機械・船舶・航空機・車両及び運搬具・工具・器具及び備品等があります。

○取得価額が少額である資産の場合

	取 得 時 期	取 得 価 格	国 税 の 取 扱 い	固 定 資 産 税（償却資産）の取 扱 い
個 人 の 場 合	平成 11 年 1 月 1 日以後に 取得した資産	10 万円未満	必 要 経 費	申 告 対 象 外
		10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	申 告 対 象 外
			減 価 償 却	申 告 対 象
		20 万円以上	減 価 償 却	申 告 対 象
法 人 の 場 合	平成 10 年 4 月 1 日以後に 開始された事業年度に取 得した資産	10 万円未満	損 金 算 入	申 告 対 象 外
			3 年間一括償却	申 告 対 象 外
			減 価 償 却	申 告 対 象
		10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	申 告 対 象 外
			減 価 償 却	申 告 対 象
		20 万円以上	減 価 償 却	申 告 対 象

※即時償却資産（中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産）について、国税では全額を損金（必要経費）に算入できますが、固定資産税（償却資産）の申告対象になります。

2 申告について

申告について

一般申告と電算申告の2つがあります。

一般申告で申告される場合

該当する資産一品一品を申告していただく方法です。

なお、取得年月・取得価格・耐用年数については、国税における法人税又は所得税の申告で減価償却明細に記載された数値と同じ数値となります。

※ 10～15 ページの記入例をご覧ください。

電算申告で申告される場合

申告者が評価額・決定価格・課税標準額まで計算し、申告していただく方法です。
次の添付書類が必要となります。

1. 全資産リスト（評価額を算出したもの）
2. 前年中の増減資産リスト
3. 課税標準の特例資産リスト（該当資産がある場合）
4. 非課税資産リスト（該当資産がある場合）

その他

申告書の記載方法がわからない場合や用紙が不足している場合、都合で期日までに申告できない場合等は、資産税課までご相談ください。

なお、次の書類をお持ちいただければ、その場で申告可能です。

➤ 個人の場合	・簡易帳簿（固定資産台帳）	・所得税青色申告決算書
	・その他減価償却資産の明細のわかる書類	
➤ 法人の場合	・固定資産台帳	・法人税確定申告書（別表 16 の 1、2、7）
	・その他減価償却資産の明細のわかる書類	

・特例措置・非課税措置・増加償却・短縮耐用年数などに該当する資産がある場合は、資産税課までご相談ください。

・圧縮記帳や特別償却、割増償却および事業占有割合等による取得価格の按分などは認められていません。

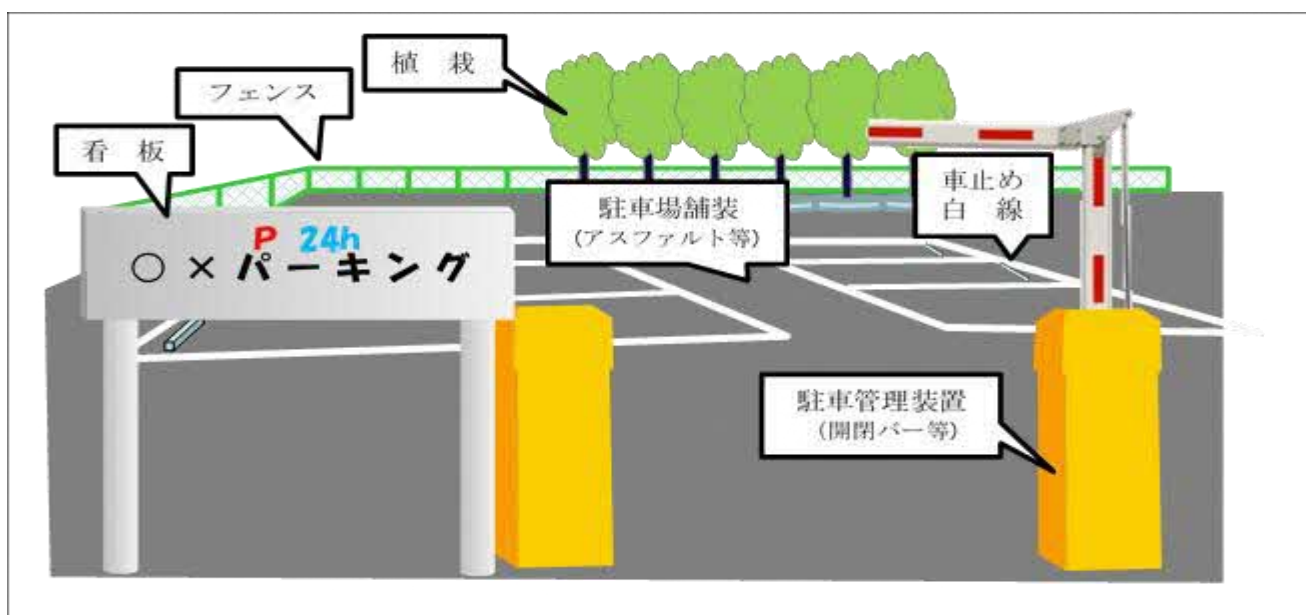
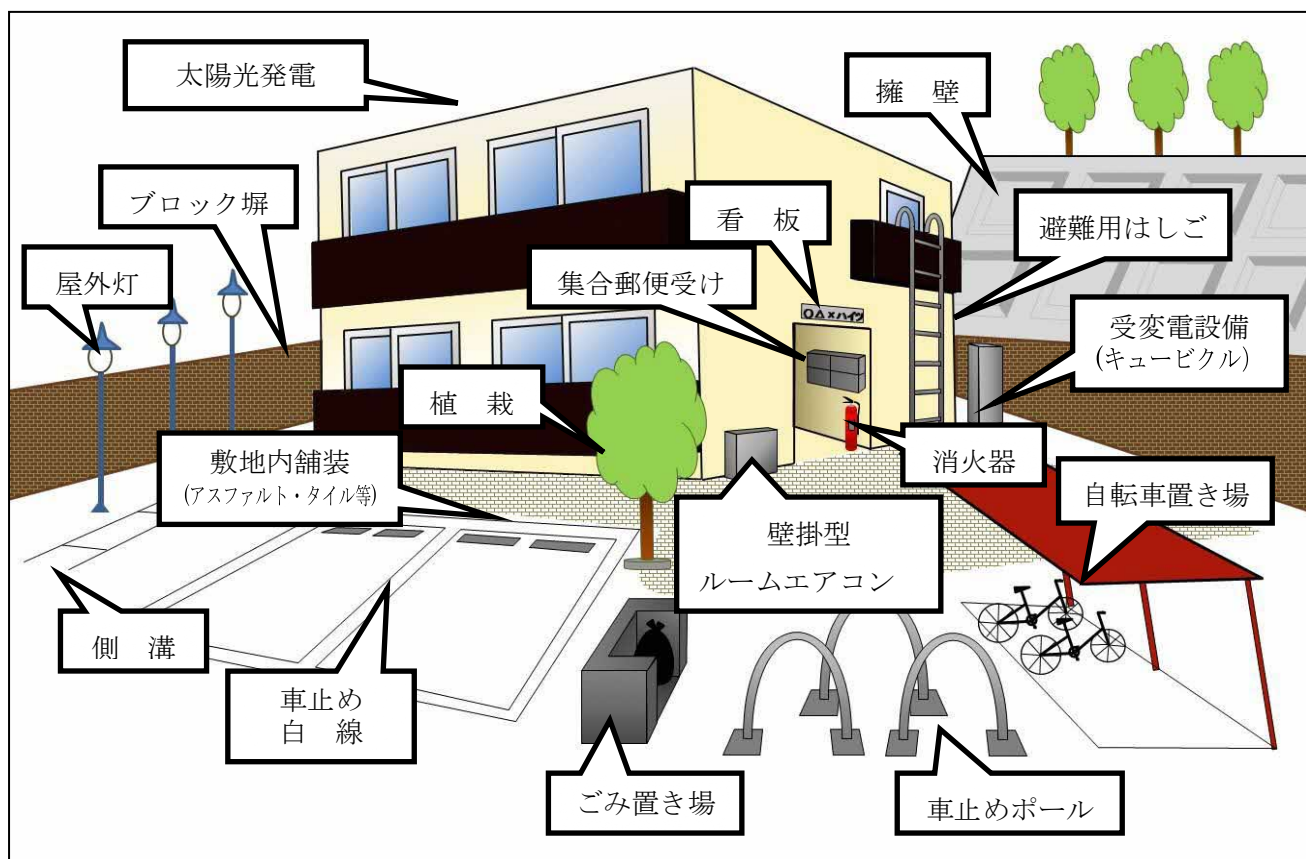
・国税で減価償却済みの資産であっても、申告の対象となります。（評価額は取得価格の 5/100）

（参考） 附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

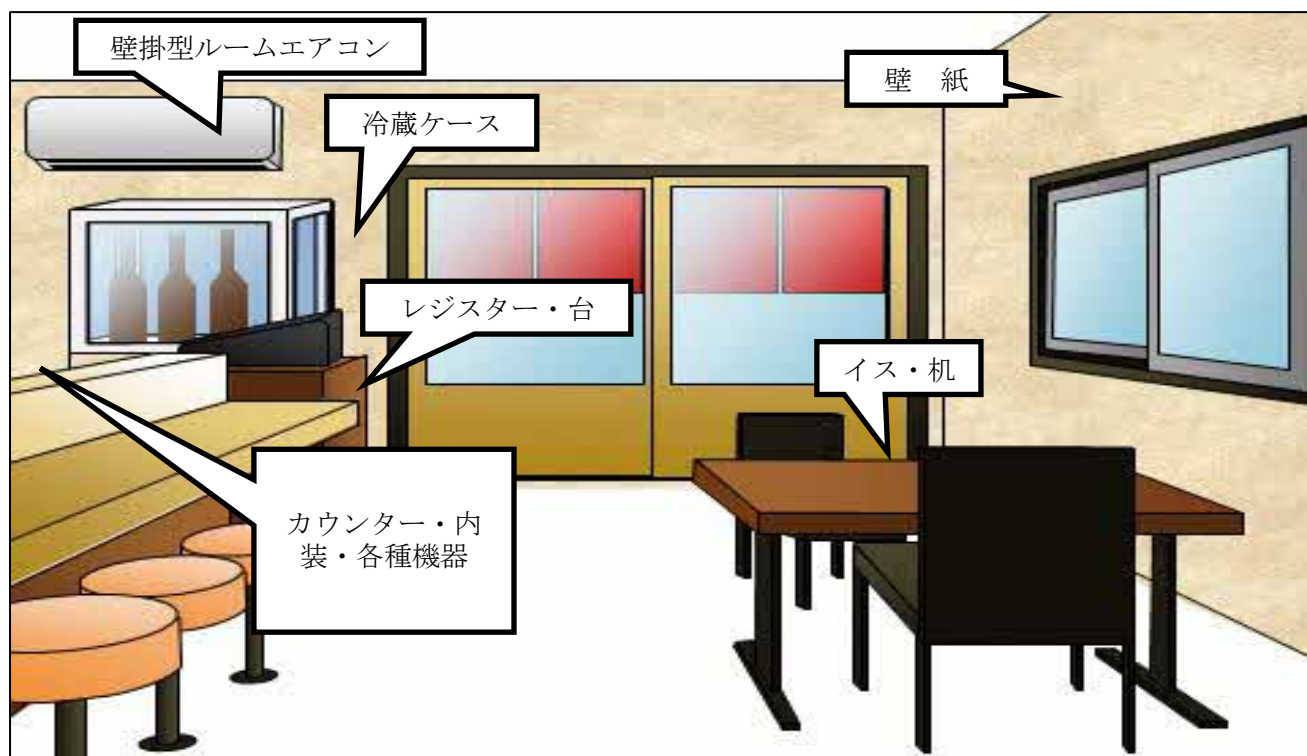
設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
発電設備		自家用発電設備・受変電設備
動力配線配管設備	右記以外のもの	特定の生産又は業務用設備
電灯照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備
電話設備	配線・配管	電話機、交換機等の装置・器具類
電気時計設備		時計、配電盤等の装置・器具類
消火装置	消火栓設備、スプリンクラー	消火栓設備のホース・ノズル、消火器
中央監視装置		中央監視装置
避雷設備、換気設備、衛生設備	設備一式	
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっている設備	左記以外の設備
ガス設備、給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備
冷暖房設備	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）
厨房設備、洗濯設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置
間仕切	容易に取り外せないもの	つい立て程度のもの

（注） 上記はあくまでも参考であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。また「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている」ことに特に留意を要します。なお、テナント等で自らの事業の為に設備等を設置した場合には「特定附帯設備」となり、償却資産の対象となります。

【賃貸住宅（アパート）や駐車場における償却資産の例】



【テナント飲食店等における償却資産の例】



償却資産として取扱う家屋の附帯設備について

当該家屋の所有形態により、納税義務者が異なりますので注意してください。

- ① 家屋と家屋の附帯設備の所有者が同じ場合、家屋の所有者が納税義務者になります。

家屋及び家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める附帯設備（新築時における電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など）は、“家屋”として固定資産税が課されますが、次の設備等は“家屋”には含まれず、“償却資産”として課税されますので、償却資産の「構築物」として、申告してください。

ア 屋外に設置された、ガス及び水道の配管、給水塔、独立煙突など、家屋と構造上一体となっていないもの。

イ そのものに資産価値があり、独立した機械としての性格が強いもの。

例：受・変電設備、中央監視設備など

ウ 特定の生産又は業務用のもので、家屋自体の効用を高めるものでないもの。

例：病院、ホテル、飲食店等における厨房・洗濯機器等、工場における機械の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備など

- ② 家屋と家屋の附帯設備の所有者が異なる場合

貸店舗・貸事務所・貸工場等で借受人（テナント）が自己の資金で行った内装工事・設備等（電気・ガス・給排水設備等）は、借受人に課税されますので、「構築物」として借受人から申告してください。（地方税法第343条第10項、市税条例第61条第8項）

3 償却資産の価格と税額の決定方法

償却資産の評価方法

固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。電算申告でなければ計算は市で行いますので、申告時に評価額等の記入は不要です。なお、1円未満の端数は切り捨てます。

ア 前年中に取得された償却資産の評価額

取得価額 × 前年中取得の資産の減価残存率(下記の減価残存率表参照)

(例) 取得価額 200,000 円 取得年月 令和6年3月 耐用年数 3年

令和7年度評価額 = 200,000 円 × 0.732 = 146,400 円

イ 前年前に取得された償却資産の評価額

前年度の評価額 × 前年前取得の資産の減価残存率(下記の減価残存率表参照)

(例) 取得価額 200,000 円 取得年月 令和5年3月 耐用年数 3年

令和6年度評価額 200,000 円 × 0.732 = 146,400 円

令和7年度評価額 146,400 円 × 0.464 = 67,929 円

税額の算出方法

税額 = 課税標準額の合計(1,000円未満切捨) × 税率(1.4%)

※ 課税標準額とは上記の評価方法で求めた評価額から算出されたものです。

なお、償却資産の課税標準額の合計が 150 万円(免税点)未満の場合は課税されませんが、免税点未満であっても、申告は必要です。

減 価 残 存 率 表

耐用 年数	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 残 存 率	
	前 年 中 取得の資産	前 年 前 取得の資産		前 年 中 取得の資産	前 年 前 取得の資産		前 年 中 取得の資産	前 年 前 取得の資産
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	26	0.957	0.915
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	27	0.959	0.918
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	28	0.960	0.921
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	29	0.962	0.924
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	30	0.963	0.926
11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	31	0.964	0.928

4 関連する法令等について

○申告 地方税法第 383 条

枚方市内で事業を営む法人または個人は、毎年 1 月 1 日現在の償却資産の所有状況を本市へ申告していただく必要があります。

○質問調査権 地方税法第 353 条

資産内容がわかる書類の写しを、提出依頼することがあります。

○実地調査 地方税法第 408 条

事業所に備え付けておられる減価償却資産明細書や固定資産台帳などを用いて、申告内容の確認をしています。

○罰金刑 地方税法第 385 条

虚偽の申告をしたものは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処されることがあります。

○未申告 地方税法第 386 条

正当な理由なく申告されなかった場合は、過料が課せられる場合があります。

○過料 枚方市税条例第 86 条

正当な理由なく申告されなかった場合は、1 0 万円以下の過料を科すると定めています。

○過年度遡及 地方税法第 17 条の 5

課税年度は現年度だけでなく、過年度に申告すべき資産があった場合は遡って課税されます。

○延滞金 地方税法第 369 条

納期限を経過してから納付されるときは、その不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。